

裾野市家具等転倒防止推進事業申請書

(あて先) 裾野市長
申請者

住所	(〒 -) 裾野市		区名	区
フリガナ 氏名	印	電話番号	()	連絡可能な時間帯 曜日 時 頃
フリガナ 代理人		電話番号	()	続柄 連絡可能な時間帯 時 頃

私は、下記に掲げる条件を承諾し、裾野市家具等転倒防止推進事業を受けたいので申請します。

1. 事業対象者(世帯)

- 65歳以上の高齢者のみか、高齢者と中学生以下の子供のみの世帯
- 障害者手帳1～4級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者世帯(同居を含む)
- 介護保険要介護または要支援の認定者世帯(同居を含む)
- その他市長が認める世帯

2. 住宅の所有状況

持家 所有者と続柄 (申請者と同一の場合は、記入不要)

所有者名 続柄

借家(家主の承諾)

当該申請により、家屋内の家具転倒防止のため、金具等により家具を家屋(柱・壁・床等)に固定することを承諾します。		令和 年 月 日
所有者	住所	
	氏名	印

3. 申請条件等

1. 申請者が家具等の固定作業完了の確認をしたものに対しては、市及び固定作業実施者は責任を負いません。
2. 家具等の固定は地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありません。
従って、市及び固定作業実施者は固定した家具等の転倒による被害の損害賠償は負いません。
3. 借家、アパート等を退去する場合は、固定金具等の取り外しは各自の責任において、現状に回復して下さい。
4. 持ち家でない場合、固定作業の際に「所有者等」の立会いが必要となります。
5. 家具の固定数は最大5台までとし、寝室、居間の家具を優先します。
6. 固定家具数に応じた基準額を超える部分は、申請者の負担となります。

※添付書類

- 事業の対象者であることが確認できる書類(提示により省略可能)

※確認欄(記入の必要はありません)

	確認した書類	確認者名
事業対象者の条件	号書類	

家具等転倒防止推進事業申請者の皆さんへ

必ずお読みください。

★対象世帯は…

市内に住所を有し、住民登録のある次の災害時要援護者世帯です。

1	世帯構成員のすべてが65歳以上であること	
2	世帯が65歳以上若しくは15歳未満の者により構成されていること	
3	世帯構成員が右のいずれかにより、障害者手帳の交付を受けている	肢体不自由 1～4級
		視覚障害 1～4級
		肢体不自由、視覚のうち、2以上の複合により、総合的な等級1～4級
4	世帯構成員が手帳1～4級所持者の交付を受けているもの	
5	世帯構成員が療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの	
6	世帯構成員が介護保険法に基づく要介護、要支援の認定(介護保険被保険者証に要介護、要支援の記載)を受けているもの	

※1 世帯とは門戸を一にして生活する者の単位を言います。

※2 上表1及び2において、家具等転倒防止推進事業の完了までに65歳に達する見込みのものは、65歳以上とみなします。

★事業の実施内容は…

- 1 固定作業の実施は、裾野市が委託した固定作業実施者が施工します、事前に作業実施者が申請者宅を訪問し、固定の可否、固定方法、固定器具、負担金の有無等を申請者と協議します。
- 2 固定作業の実施に当たっては家主の立会い、借家等の場合には所有者等の承諾と立会いをお願いします。また事業完了後の移動や固定金具の取り外しは行いません。
- 3 事業の対象となる家具等はタンス、食器棚、テレビ、冷蔵庫、仏壇などで台数5台までです。
- 4、建物や家具の状況により補強が必要な場合以外の柱、壁等の補強は対象外です。
- 5、借家等は退去する場合、固定金具等の取り外しは各自の責任において現状に回復してください

(注意)この事業による家具の固定は地震災害時の転倒防止を完全に補償するものではありませんので、固定した家具等の転倒による被害の賠償責任は負いません

★施工する家具等の数と個人負担の範囲は…

個人負担はL型金具などの使用時には通常発生しない予定ですが、固定作業実施者との打合せにより、特殊な器具や当て木などにより、取り付け費用が増加した場合は、次の表の左欄に掲げる家具等の数による取り付け費の一定額を超える部分を負担していただきます。

家具等の数	申請者の負担金額
1	取り付け費用の10,000円を超える額。
2	取り付け費用の12,000円を超える額。
3	取り付け費用の15,000円を超える額。
4	取り付け費用の18,000円を超える額。
5	取り付け費用の20,000円を超える額。

※取り付け費用とは、固定作業に要する労務費と金具などの器具、材料費の合計を言います。

★作業実施への協力お願い

作業実施に際して、家具の固定作業に支障となる積載物、置物、他の障害物及びホコリ等あらかじめ、できるだけ除外するようお願いいたします。また、固定金具については、L型金具等標準仕様に定めるものを使用しますので、ご自分で購入したものは原則として取り付けできません。

作業に当たって、固定作業実施者が事前調査に伺いますので、取り付け箇所の適否や取り付け方法、使用金具、負担金などの説明を受け、納得した上で作業着手を応諾してください。また応諾後の内容変更はご遠慮ください。